

秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十三号

秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則（平成四年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>（使用期間） 第二条 観光レクリエーション施設の使用期間は、次の表の上欄に掲げる観光レクリエーション施設の使用期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。</p>		<p>（使用期間） 第二条 観光レクリエーション施設の使用期間は、次の表の上欄に掲げる観光レクリエーション施設の使用期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。</p>																			
2	略	2	略																		
<p>別表（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>使用時間</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		区分	使用時間			<p>別表（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>使用時間</td> </tr> <tr> <td>秋田県 営由利 高原 オート キャン プ場</td> <td>午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後四時まで 午前七時から午後十時まで （テントサイト及び広場兼用 テントサイトを宿泊する目的</td> </tr> <tr> <td>テントサイト及 び広場兼用テン トサイト</td> <td>午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで 午前七時から午後十時まで</td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで</td> </tr> <tr> <td>日帰</td> <td>午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで</td> </tr> </table>		区分	使用時間	秋田県 営由利 高原 オート キャン プ場	午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後四時まで 午前七時から午後十時まで （テントサイト及び広場兼用 テントサイトを宿泊する目的	テントサイト及 び広場兼用テン トサイト	午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで 午前七時から午後十時まで	宿泊	午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで	日帰	午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで	シャワー	午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで	その他の施設	午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで
区分	使用時間																				
区分	使用時間																				
秋田県 営由利 高原 オート キャン プ場	午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後四時まで 午前七時から午後十時まで （テントサイト及び広場兼用 テントサイトを宿泊する目的																				
テントサイト及 び広場兼用テン トサイト	午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで 午前七時から午後十時まで																				
宿泊	午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで																				
日帰	午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで																				
シャワー	午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで																				
その他の施設	午後二時から使用を終える日 の午前十時まで 午前七時から午後十時まで																				

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則

略

略

略

略

略

略

で使用する者が使用する場合にあっては、午後二時からこれらの施設の使用を終える日の午前十時まで)